

半期報告書

(第10期中) 自 平成20年1月1日
至 平成20年6月30日

株式会社G A B A

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(E05636)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	事業の内容	2
3.	関係会社の状況	2
4.	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1.	業績等の概要	3
2.	生産、受注及び販売の状況	6
3.	対処すべき課題	7
4.	経営上の重要な契約等	7
5.	研究開発活動	7
第3	設備の状況	8
1.	主要な設備の状況	8
2.	設備の新設、除却等の計画	9
第4	提出会社の状況	10
1.	株式等の状況	10
(1)	株式の総数等	10
(2)	新株予約権等の状況	13
(3)	ライツプランの内容	20
(4)	発行済株式総数、資本金等の状況	20
(5)	大株主の状況	21
(6)	議決権の状況	22
2.	株価の推移	23
3.	役員の状況	23
第5	経理の状況	24
1.	中間財務諸表等	25
(1)	中間財務諸表	25
(2)	その他	46
第6	提出会社の参考情報	47
第二部	提出会社の保証会社等の情報	48

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月18日
【中間会計期間】	第10期中(自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青野 仲達
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5768-2000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5768-2000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 12月31日
売上高 (千円)	3,619,274	4,245,928	4,593,003	7,656,325	8,777,890
経常利益 (千円)	655,261	344,594	276,516	1,425,233	887,203
中間(当期)純利益 (千円)	389,594	201,126	132,546	824,321	522,410
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	200,000	592,253	594,738	571,521	594,383
発行済株式総数 普通株式 (株)	40,000	43,636	43,706	43,052	43,696
優先株式 (株)	320	227	178	320	227
純資産額 (千円)	769,696	1,236,803	1,175,866	1,947,466	1,563,389
総資産額 (千円)	5,669,476	6,431,647	6,315,701	7,022,859	6,764,256
1株当たり純資産額 (円)	△60,757.59	△23,994.39	△14,123.02	△29,578.54	△16,809.00
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	9,739.85	4,308.13	2,694.33	20,472.29	11,350.69
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	3,685.03	2,685.11	16,708.84	10,001.90
1株当たり 普通株式 配当額 (円)	—	—	—	—	—
優先株式 (円)	—	—	—	65,254.80	122,800.00
自己資本比率 (%)	13.6	19.2	18.6	27.7	23.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,648,094	276,236	△2,242,582	2,407,026	867,180
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△366,054	△848,201	249,195	△848,909	△1,067,522
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,852	△915,875	△519,345	688,393	△912,135
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	3,817,600	3,298,082	1,160,712	4,785,922	3,673,445
従業員数 (人)	285	401	491	351	449
(外、平均臨時雇用者数)	(38)	(43)	(39)	(41)	(41)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第8期中間会計期間については非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員数(契約社員数を含む)であり、各事業年度における臨時従業員の平均雇用人員数を()外数で記載しております。

6. 当社は平成18年3月15日開催の取締役会決議に基づき、平成18年5月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、各種オンライン英語学習教材の販売方針に変更がありましたが、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	491 (39)
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（契約社員数を含む）であります。
2. 従業員数欄の（ ）外書は、当中間会計期間における臨時従業員の平均雇用人員数であります。
3. 業務委託契約のインストラクター（講師）が当中間会計期間末現在において1,117名おりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。
4. 従業員数が当中間会計期間において42名増加しておりますが、その主な理由は、クライアントの学習サポートを充実させるためのスクールスタッフ人員拡充と管理体制強化のための本社の人員増のためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、原油や原材料価格高騰の影響による企業収益の減少が予想され、景気の減速感・先行きの不透明感が一層強まったことにより、個人消費の低迷が顕在化しつつある中で推移しました。当社の事業領域である外国語教室市場においては、前事業年度において発生した市場の混乱に加え、国内経済の影響を受けたこともあり依然縮小傾向で推移しております。

当社は、このような状況下においては顧客は企業に対し従来以上に信頼と質を求め慎重な選別を行うものと考えており、クライアントの信頼を勝ち得る堅実な事業運営に努め、「顧客志向」を基本方針とした事業展開を継続しております。

クライアントに安心して受講していただくための施策として、平成20年3月より「G a b a グローバル・スターズ」において月謝制による支払を可能としました。また、平成20年5月には、レッスン未提供分受講料の一部を当社の固有財産から切り離して信託する受講料信託(前受金保全)制度を導入しております。受講料信託制度の導入により、仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合でも、分別管理された受講料についてはクライアントへ返済を保証することが可能となり、クライアントに対し安心感を提供し当社の信頼性向上にも繋がるものと期待しております。

事業提携による新規チャネル拡充施策として、平成20年3月より株式会社エポスカードとの提携を開始しました。同社カード会員に対して特別コースの提供を行うことにより、当社のレッスンを従来より幅広い層に受講いただくための取り組みを進めております。

クライアントに快適なレッスン環境を提供するため、スクールの新規開設による拠点エリアの拡大、移転による規模拡大および通学利便性の向上にも継続して取り組んでいるほか、クライアントニーズに十分対応可能なレッスンを提供するための良質なインストラクターの確保、きめ細かなカウンセリングを実施するためのカウンセラーの増員も行っております。当中間会計期間において、当社のコールセンターが、サポートサービス業界における世界最大のメンバーシップ団体HDI(Help Desk Institute、ヘルプデスク協会)の日本における認証機関であるHDI-Japanが提供するサポートサービスの格付けである「お問い合わせ窓口格付け-2月度:スクール業界調査」における最高評価の三ツ星を獲得しました。スクール業界の調査は今回初めて実施されたものですが、顧客満足度などを審査するパフォーマンス評価全項目において満点を記録するなど、コールセンターにお問い合わせいただいた方の英会話習得の目的や希望条件を中心にカウンセリングを行い、最適なレッスンをご案内する取り組みが高く評価されました。

以上のような施策により、当中間会計期間末において、クライアント数は19,761人、インストラクター数は1,117人となりました。既存クライアントの契約継続者数は引き続き順調に推移しているものの、新規入会者数については市場の影響は避けられず、ほぼ横ばい状態で推移しております。

当中間会計期間においては、契約継続者数は堅調に推移しているものの、新規入会者数の伸び悩みにより、売上高が期初に設定した業績予想を若干下回る結果となりました。また、クライアントの学習サポートを充実させるためのカウンセラー増員に伴う人件費の増加、レッスン提供数の増加によるインストラクターへの委託講師報酬の増加、スクールの新規開設および移転拡張に伴う設備費の増加等があったことにより売上高に対する売上原価率は50.9%(前年同期に比べて3.2ポイントの増加)となりました。一方、販売費及び一般管理費につきましては、本社機能を充実させるための人件費の増加や平成19年5月に実施した本社移転に伴う賃借料の増加等があったものの、広告宣伝費のスリム化による経費圧縮等を行ったこともあり、売上高に対する販管費率は43.9%(前年同期に比べて0.9ポイントの減少)となりました。期初に設定した計画に従いサービスに対する投資を重点的に行った一方で、削減可能な経費については見直しを実施し、利益確保にも努めております。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高4,593,003千円(前年同期比8.2%増)、営業利益240,144千円(前年同期比24.5%減)、経常利益276,516千円(前年同期比19.8%減)となりました。また、特別損失として、固定資産除却損25,165千円、L S閉鎖損失引当金繰入額23,568千円を計上したことにより、中間純利益は132,546千円(前年同期比34.1%減)となりました。

当社のこれまでの業績の推移は以下のとおりであります。なお、第6期（平成16年12月期）は、合併に伴い3ヶ月決算となっております。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期中間
決算年月	平成16年9月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年6月
売上高 (千円)	4,042,491	1,090,788	5,520,960	7,656,325	8,777,890	4,593,003
経常利益 (千円)	1,004,404	274,392	1,115,902	1,425,233	887,203	276,516
中間(当期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	579,104	113,848	△2,867,120	824,321	522,410	132,546
クライアント数(人)	8,491	8,693	12,102	16,073	19,260	19,761
ブース数 (ブース)	431	442	485	583	705	740
L S数	24	25	27	29	34	35
L F数	-	-	-	1	1	2

(注) ブース数は、L SとL Fを合算して記載しております。

事業別の売上高は次のとおりであります。

(英会話事業)

英会話事業においては、スクールの新規開設による拠点エリアの拡大と移転による利便性の向上、各種研修によるカウンセラーのカウンセリングスキル、インストラクターのレッスンスキルの向上により、満足度の高いサービスの提供に努めてまいりました。また、子供を対象とした英会話スクールである「G a b a グローバル・スターズ」は当中間会計期間において2校目となる広尾L Fを新規開設し、本格展開を開始しております。

スクール新設状況としましては、2月に川崎L Sおよび広尾L Fを新規開設いたしました。広尾L Fは、当社としては初となる、「G a b a グローバル・スターズ」と「G a b a マンツーマン英会話」を併設するスクールとして開設いたしました。また、移転状況としましては、1月に新橋汐留L S、4月に渋谷L S、6月には北千住L Sの移転を実施いたしました。

その結果、当中間会計期間末において、35L S、2L F体制となりました。今後も引き続き、受講生に対しより快適で利便性の高い学習環境を提供すべく取り組んでまいります。

地域別の実績値としては、28L Sと2L Fを開設している関東は売上高3,799,718千円（英会話事業売上高比83.1%）、2L Sを開設している中部は売上高195,764千円（英会話事業売上高比4.3%）、5L Sを開設している関西は売上高577,731千円（英会話事業売上高比12.6%）、となりました。

また、規模別実績としては、大型L Sが売上高の62.2%、小型L Sが37.8%を占めております。

その結果、当中間会計期間における英会話事業の売上高は4,573,214千円（前年同期比9.4%増）となりました。

(その他事業)

スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするための各種オンライン英語学習教材の販売をその他事業と位置づけております。販売方針の変更を行ったことにより販売数が減少した結果、当中間会計期間におけるその他事業の売上高は、19,789千円（前年同期比70.2%減）となりました。

- (注) 1. 当社では、大学生・社会人等を対象とした成人向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）、主に子供向け英会話レッスン「G a b a グローバル・スターズ」を開講するスクールのことをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおります。
2. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。
3. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べ2,512,732千円減少（前中間会計期間は1,487,839千円の減少）し、1,160,712千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動により使用した資金は2,242,582千円（前中間会計期間は、276,236千円の収入）となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上227,782千円、L S閉鎖損失引当金の増加14,193千円および未払費用の増加36,762千円があったものの、受講料金銭信託の増加2,296,800千円、前受金の減少88,010千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動により得られた資金は249,195千円（前中間会計期間は、848,201千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出184,873千円、投資有価証券の売却による収入501,691千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動により使用した資金は519,345千円（前中間会計期間は、915,875千円の支出）となりました。これは主に、自己株式（優先株式）の取得による支出491,667千円、優先株式の配当金支払による支出27,875千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

(2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
英会話事業	4,573,214	109.4
その他事業	19,789	29.8
合計	4,593,003	108.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

イ) 地域別実績

地域	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
関東地区	30	563	3,799,718	108.9
中部地区	2	57	195,764	111.7
関西地区	5	120	577,731	112.4
合計	37	740	4,573,214	109.4

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

ロ) 規模別実績

規模	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
大型スクール	16	454	2,844,034	104.0
小型スクール	21	286	1,729,180	119.6
合計	37	740	4,573,214	109.4

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。
3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

契約の名称	契約の形態及び内容	契約期間
前受金管理信託契約	委託者 株式会社GABA 受託者 株式会社三井住友銀行 受益者 顧客 受益者代理人（甲） 当社従業員（注1） 受益者代理人（乙） 弁護士（注2） 契約内容 委託者がその顧客より受取るレッスン受講料（前受金）の全部又は一部を管理する目的で受託者に信託し、受託者がこれを引受ける契約であります。	平成20年4月30日より平成21年4月30日とする。但し、契約期間満了にあたり、期間満了日の1ヶ月前までに受託者又は委託者のいずれか一方が、他方に対し本件信託契約の期間を延長しない旨を書面により申し出た場合を除き、本件信託契約の期間はさらに延長され、爾後これに準ずるものとしております。

（注1）契約上特定の従業員との契約となっております。

（注2）契約上特定の弁護士との契約となっております。

上記契約に基づき、毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理（受講料金銭信託）することにより保全しております。

仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人（乙）が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者（顧客）に対し信託財産の交付を行うこととなっております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 当中間会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積㎡)	構築物	工具 器具 備品	敷金 保証金	合計	
吉祥寺L S (東京都武蔵野市)	英会話 その他	教室設備	3,988 (182.15㎡)	—	3,816	—	7,805	8
新橋汐留L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	18,628 (161.14㎡)	1,631	13,472	17,548	51,280	5
広尾L F (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	7,465 (85.29㎡)	1,048	7,620	4,000	20,134	8
川崎L S (川崎市幸区)	英会話 その他	教室設備	14,294 (132.32㎡)	1,892	9,408	14,007	39,602	6
渋谷L S (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	12,986 (245.93㎡)	465	15,397	26,780	55,629	10
北千住L S (東京都足立区)	英会話 その他	教室設備	18,256 (296.89㎡)	1,639	17,053	20,497	57,446	9
合計	—	—	75,619 (1103.72㎡)	6,676	66,770	82,832	231,899	46

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
 2. 従業員数は、就業人員数（契約社員数を含む）であります。
 3. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
 4. 吉祥寺L Sの設備取得は、L S改修に伴うものであります。
 5. 新橋汐留L S、渋谷L Sおよび北千住L Sの設備取得は、L S移転に伴うものであります。

(2) 当中間会計期間に以下の設備を除却いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積㎡)	構築物	工具 器具 備品	敷金 保証金	合計	
新橋汐留L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	8,864 (131.82㎡)	9,935	—	8,413	27,213	5
北千住L S (東京都足立区)	英会話 その他	教室設備	9,873 (101.04㎡)	3,937	7,009	9,186	30,007	9
合計	—	—	18,738 (232.86㎡)	13,872	7,009	17,599	57,220	14

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 上記除却はL S移転に伴うものであります。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、「1 主要な設備の状況」の項目に記載しております。

(2) 重要な設備の新設等

当中間会計期間において新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

(3) 重要な設備の除却等

当中間会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の 部門別の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月日
渋谷LS (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備の除却	13,368	平成20年8月

(注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記除却はLS移転に伴うものであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年9月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,706	43,706	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1・2
第1回A種優先株式	178	178	非上場	(注)3
計	43,884	43,884	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成20年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 第1回A種優先株式(平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更)の内容は次のとおりであります。

① 剰余金の配当

(a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日(以下「配当基準日」という。)における第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)および普通株式の登録株式質権者(以下併せて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する(以下「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日により、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額(以下「第1回A種期中優先配当金」という。)を控除した額とする。

(b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第1回A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当年率は、(i)平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii)下記に定義する配当年率修正日から次の配当年率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヵ月物)」とは、各配当年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12ヵ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12ヵ月物)に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭(以下「第1回A種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (d) 累積条項
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。)については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで(初日および分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権
第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日
取得請求日は、毎年4月14日とする(ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。)。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付けで取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数
取得請求可能株式数は、(i)年度取得予定株式数(以下に定義される。)(ii)会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。
「年度取得予定株式数」は、
(i)平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%(90株)から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、
(ii)平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0%(240株)から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(iii)平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株)から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	712(注) 1	707(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,424(注) 1・2・3	1,414(注) 1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注) 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 12月 1日～ 平成23年 12月 1日(注) 5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,997(注)1	2,736(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,994(注)1・2・3	5,472(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～ 平成23年11月20日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

- イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,706	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成24年12月14日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②乃至④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には、発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②乃至④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして、調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
- イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
- ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率又は移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
- ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
- ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換又は株式移転の際に当社取締役会の決議において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12 (注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日 (注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める

株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

- イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	131(注) 1	128(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262(注) 1・2・3	256(注) 1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注) 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 12月1日～ 平成23年 12月1日 (注) 5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。
- ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑦ 第7回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	中間会計期間末現在 (平成20年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注) 1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～ 平成23年11月20日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日（平成18年4月20日）から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。
- ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年3月27日 (注) 1	△49	43,874	—	594,383	—	444,383
平成20年1月1日～ 平成20年6月30日 (注) 2	10	43,884	355	594,738	355	444,738

(注) 1. 平成20年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成20年3月24日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式49株を、平成20年3月27日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式総数が49株減少しております。

2. 新株予約権行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成20年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャー ズ株式会社	東京都千代田区九段北1丁目8番10号	26,390	60.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)(注)1	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,216	5.07
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)(注)2	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,411	3.22
株式会社シニアコミュニケーション	東京都港区赤坂8丁目1番19号	800	1.83
青野 仲達	東京都目黒区	655	1.49
三和ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号	587	1.34
株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号	574	1.31
須原 清貴	東京都世田谷区	349	0.79
GABA社員持株会	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号	330	0.75
大氏 正嗣	兵庫県神戸市兵庫区	321	0.73
計	—	33,633	76.95

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。
3. モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの代理人であるモルガン・スタンレー証券株式会社から、平成20年6月30日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のおおりに株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
モルガン・スタンレー・アセット・ マネジメント投信株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	1,756	4.02
モルガン・スタンレー・インベスト メント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	299	0.68
モルガン・スタンレー・インベスト メント・マネジメント・インク	522 Avenue of the Americas, New York, NY 10036, USA	113	0.26
計	—	2,168	4.96

② 第1回A種優先株式

平成20年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	111	62.36
有限会社ジュピターインベストメント	東京都港区西麻布3丁目20番16号 西麻布アネックス	67	37.64
計	—	178	100

(注) 第1回A種優先株式は無議決権株式であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 178	—	A種優先株式の内容は、 「1 株式等の状況」の 「(1) 株式の総数等」の 「② 発行済株式」の注記3. に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,706	43,706	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,884	—	—
総株主の議決権	—	43,706	—

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	96,700	103,000	78,000	64,000	79,500	69,700
最低（円）	80,500	71,000	53,500	54,500	62,000	61,300

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		3,298,082		1,160,712		3,036,862	
2. 売掛金		333,035		322,239		183,209	
3. 有価証券		—		—		636,583	
4. 受講料金銭信託	※1	—		2,296,800		—	
5. たな卸資産		94,571		135,776		113,088	
6. その他		208,930		247,954		251,220	
流動資産合計		3,934,619	61.2	4,163,484	65.9	4,220,964	62.4
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1. 建物		747,450		845,654		783,649	
減価償却累計額		100,889	646,561	140,488	705,165	119,857	663,792
2. 構築物		55,801		47,734		59,123	
減価償却累計額		12,492	43,308	12,935	34,798	14,766	44,356
3. 工具器具備品		549,811		677,164		599,118	
減価償却累計額		156,594	393,217	249,631	427,533	198,251	400,867
有形固定資産合計		1,083,087	16.8	1,167,497	18.5	1,109,016	16.4
(2) 無形固定資産		120,560	1.9	82,352	1.3	84,162	1.2
(3) 投資その他の資産							
1. 投資有価証券		499,384		—		500,135	
2. 敷金・保証金		772,095		869,609		816,048	
3. その他		21,900		32,756		33,929	
投資その他の資産合計		1,293,380	20.1	902,366	14.3	1,350,113	20.0
固定資産合計		2,497,027	38.8	2,152,216	34.1	2,543,292	37.6
資産合計		6,431,647	100.0	6,315,701	100.0	6,764,256	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		6,842		4,207		5,834	
2. 未払金		300,457		275,216		284,831	
3. 未払費用		168,507		202,379		165,617	
4. 未払法人税等		153,055		87,893		24,961	
5. 前受金		4,363,414		4,345,699		4,433,710	
6. L S 閉鎖損失引当金		15,992		24,868		29,475	
7. 賞与引当金		119,375		145,854		180,188	
8. その他	※2	67,197		53,715		76,249	
流動負債合計		5,194,843	80.8	5,139,835	81.4	5,200,867	76.9
負債合計		5,194,843	80.8	5,139,835	81.4	5,200,867	76.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		592,253	9.2	594,738	9.4	594,383	8.8
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		442,253		444,738		444,383	
(2) その他資本剰余金		976		—		976	
資本剰余金合計		443,229	6.9	444,738	7.0	445,359	6.6
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		201,126		136,390		522,410	
利益剰余金合計		201,126	3.1	136,390	2.2	522,410	7.7
株主資本合計		1,236,609	19.2	1,175,866	18.6	1,562,153	23.1
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金		194	0.0	—	—	1,236	0.0
評価・換算差額等 合計		194	0.0	—	—	1,236	0.0
純資産合計		1,236,803	19.2	1,175,866	18.6	1,563,389	23.1
負債・純資産合計		6,431,647	100.0	6,315,701	100.0	6,764,256	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)		当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		4,245,928	100.0	4,593,003	100.0	8,777,890	100.0
II 売上原価		2,024,954	47.7	2,335,862	50.9	4,192,352	47.8
売上総利益		2,220,974	52.3	2,257,141	49.1	4,585,537	52.2
III 販売費及び一般 管理費		1,903,088	44.8	2,016,997	43.9	3,764,101	42.8
営業利益		317,885	7.5	240,144	5.2	821,436	9.4
IV 営業外収益	※1	27,638	0.6	36,772	0.8	67,856	0.7
V 営業外費用	※2	929	0.0	401	0.0	2,088	0.0
経常利益		344,594	8.1	276,516	6.0	887,203	10.1
VI 特別損失	※3	1,637	0.0	48,733	1.0	84,424	1.0
税引前中間(当期) 純利益		342,956	8.1	227,782	5.0	802,779	9.1
法人税、住民税及び 事業税		97,337		80,094		326,708	
過年度未払法人税等 取崩額		—		—		△47,058	
法人税等調整額		44,492	141,830	15,141	95,236	719	280,369
中間(当期)純利益		201,126	4.7	132,546	2.9	522,410	6.0

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成18年12月31日残高 (千円)	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	20,732	20,732		20,732		
繰越利益剰余金の填補			△2,195,575	△2,195,575	2,195,575	2,195,575
剰余金の配当			△20,881	△20,881		
中間純利益					201,126	201,126
自己株式の取得						
自己株式の消却			△932,565	△932,565		
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	20,732	20,732	△3,149,023	△3,128,291	2,396,702	2,396,702
平成19年6月30日残高 (千円)	592,253	442,253	976	443,229	201,126	201,126

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高 (千円)	—	1,947,466	—	—	1,947,466
中間会計期間中の変動額					
新株の発行		41,464			41,464
繰越利益剰余金の填補		—			—
剰余金の配当		△20,881			△20,881
中間純利益		201,126			201,126
自己株式の取得	△932,565	△932,565			△932,565
自己株式の消却	932,565	—			—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)			194	194	194
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	△710,856	194	194	△710,662
平成19年6月30日残高 (千円)	—	1,236,609	194	194	1,236,803

当中間会計期間（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成19年12月31日残高 (千円)	594,383	444,383	976	445,359	522,410	522,410
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	355	355		355		
剰余金の配当					△27,875	△27,875
中間純利益					132,546	132,546
自己株式の取得						
自己株式の消却			△976	△976	△490,690	△490,690
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	355	355	△976	△621	△386,020	△386,020
平成20年6月30日残高 (千円)	594,738	444,738	—	444,738	136,390	136,390

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高 (千円)	—	1,562,153	1,236	1,236	1,563,389
中間会計期間中の変動額					
新株の発行		710			710
剰余金の配当		△27,875			△27,875
中間純利益		132,546			132,546
自己株式の取得	△491,667	△491,667			△491,667
自己株式の消却	491,667	—			—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)			△1,236	△1,236	△1,236
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	△386,287	△1,236	△1,236	△387,523
平成20年6月30日残高 (千円)	—	1,175,866	—	—	1,175,866

前事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成18年12月31日残高 (千円)	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575
事業年度中の変動額						
新株の発行	22,862	22,862		22,862		
繰越利益剰余金の補填			△2,195,575	△2,195,575	2,195,575	2,195,575
剰余金の配当			△20,881	△20,881		
当期純利益					522,410	522,410
自己株式の取得						
自己株式の消却			△932,565	△932,565		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計 (千円)	22,862	22,862	△3,149,023	△3,126,161	2,717,986	2,717,986
平成19年12月31日残高 (千円)	594,383	444,383	976	445,359	522,410	522,410

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高 (千円)	—	1,947,466	—	—	1,947,466
事業年度中の変動額					
新株の発行		45,724			45,724
繰越利益剰余金の填補		—			—
剰余金の配当		△20,881			△20,881
当期純利益		522,410			522,410
自己株式の取得	△932,565	△932,565			△932,565
自己株式の消却	932,565	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,236	1,236	1,236
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	△385,313	1,236	1,236	△384,076
平成19年12月31日残高 (千円)	—	1,562,153	1,236	1,236	1,563,389

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自平成20年 1月 1日 至平成20年 6月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自平成19年 1月 1日 至平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 税引前中間(当期)純利益		342,956	227,782	802,779
2. 減価償却費		86,266	101,517	183,270
3. 長期前払費用償却額		1,852	2,261	3,911
4. 受取利息		△136	△3,225	△2,816
5. L S閉鎖損失引当金の増減額 (減少△)		△9,064	14,193	2,878
6. 賞与引当金の増減額 (減少△)		△9,923	△34,333	50,889
7. 固定資産除却損		—	21,878	41,367
8. 減損損失		—	—	27,935
9. 株式交付費		745	386	1,320
10. 売上債権の増減額 (増加△)		△161,044	△139,029	△11,217
11. たな卸資産の増減額 (増加△)		△10,904	△22,687	△29,421
12. 仕入債務の増減額(減少△)		△75	△1,626	△1,084
13. 未払金の増減額(減少△)		39,056	△13,724	41,778
14. 未払費用の増減額(減少△)		△82,549	36,762	△85,440
15. 未払消費税等の増減額(減少△)		△16,736	△18,450	△2,930
16. 前受金の増減額(減少△)		520,371	△88,010	590,667
17. 受講料金銭信託の増減額 (増加△)		—	△2,296,800	—
18. 預り金の増減額(減少△)		16,250	△3,377	11,139
19. その他		△36,471	△12,971	△43,802
小計		680,593	△2,229,458	1,581,224
20. 利息及び配当金の受取額		31	3,720	2,316
21. 法人税等の支払額		△404,388	△16,845	△716,361
営業活動によるキャッシュ・フロー		276,236	△2,242,582	867,180

		前中間会計期間 (自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自平成20年 1月 1日 至平成20年 6月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自平成19年 1月 1日 至平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1. 有形固定資産の取得による支出		△226,758	△184,873	△398,134
2. 無形固定資産の取得による支出		△22,722	△12,164	△25,782
3. 投資有価証券の取得による支出		△499,056	—	△499,056
4. 投資有価証券の売却による収入		—	501,691	—
5. 敷金・保証金の差入れによる支出		△110,988	△54,281	△172,569
6. 敷金・保証金の回収による収入		14,159	720	31,947
7. その他		△2,835	△1,897	△3,926
投資活動によるキャッシュ・フロー		△848,201	249,195	△1,067,522
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1. 株式の発行による収入		37,572	198	41,312
2. 自己株式の取得による支出		△932,565	△491,667	△932,565
3. 配当金の支払額		△20,881	△27,875	△20,881
財務活動によるキャッシュ・フロー		△915,875	△519,345	△912,135
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少△)		△1,487,839	△2,512,732	△1,112,476
V 現金及び現金同等物の期首残高		4,785,922	3,673,445	4,785,922
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	※1	3,298,082	1,160,712	3,673,445

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） (2) — (3) たな卸資産 ① 教材 移動平均法による原価法を採用しております。 ② 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) — (2) 受講料金銭信託 時価法を採用しております。 (3) たな卸資産 ① 教材 同左 ② 貯蔵品 同左	(1) 有価証券 ① その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) — (3) たな卸資産 ① 教材 同左 ② 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具器具備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具器具備品 2～15年 (追加情報) 当社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法にもとづく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具器具備品 2～15年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左	株式交付費 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間会計期間末において回収不能見込額がないため、残高はありません。</p> <p>(2) L S 閉鎖損失引当金 L S 閉鎖に伴う原状回復等の発生に備え、その損失見込額を引当金計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当中間会計期間に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) L S 閉鎖損失引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度末において回収不能見込額がないため、残高はありません。</p> <p>(2) L S 閉鎖損失引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。</p>
5. 収益の計上基準	<p>受講料は受講期間に応じて収益を計上し、教材は教材提供時に、また入会金は契約時にそれぞれ収益として計上しております。</p>	同左	同左
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
7. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	同左
8. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当中間会計期間から、法人税法の改正 (所得税法等の一部を改正する法律 平成19 年3月30日 法律第6号) 及び (法人税法施 行令の一部を改正する政令 平成19年3月30 日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1 日以降に取得したものについては、改正後の 法人税法に基づく方法に変更しております。 この変更による損益への影響は軽微であり ます。</p>	—	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度から、法人税法の改正 (所得 税法等の一部を改正する法律 平成19年3月 30日 法律第6号) 及び (法人税法施行令の 一部を改正する政令 平成19年3月30日 政 令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以 降に取得したものについては、改正後の法 人税法に基づく方法に変更しております。 この変更による損益への影響は軽微であ ります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
※1 —	<p>※1 受講料金銭信託 毎年3月、6月、9月、12月の各月 末のレッスン未提供分受講料を基準と して、その一定割合を金融機関に信託 し、会社資産とは分別して管理するこ とにより保全しております。仮に当社 の事業が継続困難な状態に陥った場合 には、受益者代理人が金融機関に対し 信託財産の償還を請求し、受益者 (顧 客) に対し信託財産の交付を行うこと となっております。</p>	※1 —
<p>※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺 のうえ、流動負債「その他」に含めて表 示しております。</p>	※2 同左	※2 —

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 24,466千円 催事参加料 1,940千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 1,833千円 受取手数料 21,485千円 保険金収入 3,090千円 催事参加料 1,846千円	※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 51,756千円 催事参加料 10,455千円
※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 745千円	※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 386千円	※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 1,320千円
※3 特別損失の主要項目 L S閉鎖損失引当金繰 入額 1,637千円	※3 特別損失の主要項目 固定資産除却損 25,165千円 L S閉鎖損失引当金繰 入額 23,568千円 なお、固定資産除却損の内容は次の おりであります。 建物 9,874千円 構築物 3,937千円 工具器具備品 8,067千円 原状回復費 3,287千円 計 25,165千円	※3 特別損失の主要項目 固定資産除却損 41,367千円 L S閉鎖損失引当金繰 入額 15,120千円 減損損失 27,935千円 なお、固定資産除却損の内容は次の おりであります。 建物 14,405千円 構築物 289千円 工具器具備品 2,053千円 原状回復費 1,540千円 ソフトウェア 23,078千円 計 41,367千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 71,637千円 無形固定資産 14,629千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 89,047千円 無形固定資産 12,469千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 153,962千円 無形固定資産 29,308千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	43,052	584	—	43,636	(注) 1
A種優先株式(株)	320	—	93	227	(注) 2
合計	43,372	584	93	43,863	

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加584株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. A種優先株式の株式数の減少93株は、平成19年3月29日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
自己株式					
A種優先株式(株)	—	93	93	—	(注)
合計	—	93	93	—	

(注) A種優先株式の増加は、平成19年2月21日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。

また、減少は、平成19年3月29日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

3. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期間末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月21日取締役会	A種優先株式	20,881	65,254.80	平成18年 12月31日	平成19年 3月13日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

当中間会計期間（自平成20年 1月 1日 至平成20年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	43,696	10	—	43,706	(注) 1
A種優先株式(株)	227	—	49	178	(注) 2
合計	43,923	10	49	43,884	

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加10株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. A種優先株式の株式数の減少49株は、平成20年3月27日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
自己株式					
A種優先株式(株)	—	49	49	—	(注)
合計	—	49	49	—	

(注) A種優先株式の増加は、平成20年2月21日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また、減少は、平成20年3月27日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

3. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期間末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年2月21日 取締役会	A種優先株式	27,875	122,800.00	平成19年 12月31日	平成20年 3月12日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

前事業年度（自平成19年 1月 1日 至平成19年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	43,052	644	—	43,696	(注) 1
A種優先株式(株)	320	—	93	227	(注) 2
合計	43,372	644	93	43,923	

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加644株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. A種優先株式の発行済株式数の減少93株は、平成19年 3月29日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
A種優先株式(株)	—	93	93	—	(注)
合計	—	93	93	—	

(注) A種優先株式の増加は、平成19年 2月21日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また減少は、平成19年 3月29日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

3. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 2月21日 取締役会	A種優先株式	20,881	65,254.80	平成18年 12月31日	平成19年 3月13日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年 2月21日 取締役会	A種優先株式	27,875	利益剰余金	122,800.00	平成19年 12月31日	平成20年 3月12日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成19年6月30日現在) 現金及び預金勘定 3,298,082千円 現金及び現金同等物 3,298,082千円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成20年6月30日現在) 現金及び預金勘定 1,160,712千円 現金及び現金同等物 1,160,712千円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 (平成19年12月31日現在) 現金及び預金勘定 3,036,862千円 有価証券勘定 636,583千円 現金及び現金同等物 3,673,445千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額 <div style="text-align: right;"> <u>工具器具備品</u> 取得価額相当額 7,462千円 減価償却累計額相当額 6,715千円 中間期末残高相当額 746千円 </div> 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 <div style="text-align: right;"> 1年内 776千円 1年超 — <u>合計 776千円</u> </div> 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額 <div style="text-align: right;"> 支払リース料 1,287千円 減価償却費相当額 1,233千円 支払利息相当額 13千円 </div> 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。	内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金 額が少額なリース取引のため、中間財務諸表 等規則第5条の3において準用する財務諸表 等規則第8条の6第6項の規定により記載を 省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期へ の配分方法は利息法によっております。	2. 未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額 <div style="text-align: right;"> 支払リース料 2,067千円 減価償却費相当額 1,980千円 支払利息相当額 17千円 </div> 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。
		5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期へ の配分方法は利息法によっております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成19年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
投資信託等	499,056	499,384	328
合計	499,056	499,384	328

当中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)

該当事項はありません。

前事業年度末 (平成19年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
投資信託等	498,050	500,135	2,084
合計	498,050	500,135	2,084

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 マネー・マネージメント・ファンド	636,583
合計	636,583

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (平成19年6月30日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)

該当事項はありません。

前事業年度末 (平成19年12月31日現在)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成20年 1月 1日 至平成20年 6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自平成19年 1月 1日 至平成19年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年 3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年 3月30日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員 2名 当社従業員 8名 (注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 4

決議年月日	平成18年 1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年 1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名 (注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 5	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 6

- (注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日 (平成18年12月1日) から5年間となっております。
3. 当社従業員3名には、平成18年5月17日付で当社取締役役に就任した槇島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日 (平成18年11月20日) から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日 (平成18年12月1日) から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日 (平成18年4月20日) から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日 (平成18年11月20日) から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	1,912	7,422	328	30
権利確定	—	—	—	—
権利行使	146	498	—	—
失効	202	360	50	10
未行使残	1,564	6,564	278	20

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

② 単価情報

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	71,000	71,000	250,000	250,000
行使時平均株価 (円)	188,041	191,007	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額 △23,994円39銭 1株当たり 中間純利益 4,308円13銭 潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 3,685円03銭	1株当たり純資産額 △14,123円02銭 1株当たり 中間純利益 2,694円33銭 潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 2,685円11銭	1株当たり純資産額 △16,809円00銭 1株当たり 当期純利益 11,350円69銭 潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 10,001円90銭

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
(中間) 貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	1,236,803	1,175,866	1,563,389
普通株式に係る期末(中間会計期間末) 純資産額 (千円)	△1,047,019	△617,260	△734,486
(中間) 貸借対照表の純資産の部の合計額 と1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式に係る期末(中間会計期間末)の 純資産との差額の主要な内訳			
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余 財産分配請求権が優先的な株式の払 込金額 (千円)	2,270,000	1,780,000	2,270,000
ロ. 優先配当額 (千円)	13,823	13,126	27,875
普通株式の発行済株式数 (株)	43,636	43,706	43,696
普通株式の自己株式数 (株)	—	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (株)	43,636	43,706	43,696

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (千円)	201,126	132,546	522,410
普通株式に係る中間 (当期)純利益 (千円)	187,302	117,751	494,534
普通株主に帰属しない金額の主要な 内訳 (千円)			
イ. 優先配当額 (千円)	13,823	13,126	27,875
ロ. 優先株式の償還差額 (千円)	—	1,667	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	43,476	43,703	43,568
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増数 (株)	7,351	150	5,875
(うち新株予約権)	(7,351)	(150)	(5,875)
希薄化効果を有しないため潜在株式調整 後1株当たり中間(当期)純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数174個 新株予約権の目的とな る株式の数348株)	新株予約権5種類 (新株予約権の数1,948個 新株予約権の目的となる 株式の数3,896株)	新株予約権2種類 (新株予約権の数149個 新株予約権の目的とな る株式の数298株)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
—	—	<p>1. 取得条項付株式(第1回A種優先株式)の一部取得および消却</p> <p>当社は、平成20年2月21日開催の取締役会において、当社定款第10条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を一部取得することを決議し、平成20年3月24日に取得致しました。</p> <p>また、平成20年3月27日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却致しました。</p> <p>(1) 取得の理由 優先株式の配当負担を軽減することにより企業価値の一層の向上を図るためであります。</p> <p>(2) 取得および消却の内容 (イ) 取得日 平成20年3月24日 (ロ) 取得する株式の種類 A種優先株式 (ハ) 取得株式の総数 49株 (ニ) 取得価額 1株につき 10,034,036円6.6銭 (ホ) 取得価額の総額 491,667,769円 (ヘ) 取得先 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数:31株) 有限会社ジュピターインベストメント (取得株式数:18株) (ト) 消却日 平成20年3月27日 (チ) 消却額 491,667,769円</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第9期）（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）平成20年3月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 9 月18日

株式会社G A B A

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社G A B Aの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社G A B Aの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月17日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。